

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）（抜粋）

（[法第七十条第三項](#) の厚生労働省令で定める基準）

第二百二十六条の四の二 [法第七十条第三項](#) の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

（[法第一百五十五条の二第三項](#) の厚生労働省令で定める基準）

第四百十条の十七の二 [法第一百五十五条の二第三項](#) の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない